

水質汚濁に係る農薬登録基準として 環境大臣の定める基準の設定に関する資料 (案)

資 料 目 次

	農薬名	基準設定	ページ
1	ブロフラニリド	既登録	1

令和元年 11 月 12 日

環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室

評 価 農 薬 基 準 値 （案） 一 覧

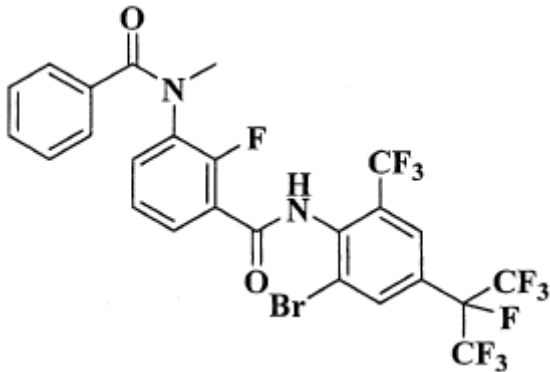
農薬名	基準値(mg/L)
1 ブロフラニリド	0.045

水質汚濁に係る農薬登録基準の設定に関する資料

ブロフラニリド

I. 評価対象農薬の概要

1. 物質概要

化学名 (IUPAC)	<i>N</i> -[2-ブロモ-4-(ペルフルオロプロパン-2-イル)-6-(トリフルオロメチル)フェニル]-2-フルオロ-3-(<i>N</i> -メチルベンズアミド)ベンズアミド				
分子式	C ₂₅ H ₁₄ BrF ₁₁ N ₂ O ₂	分子量	663.3	CAS 登録番号 (CAS RN®)	1207727-04-5
構造式					

2. 作用機構等

ブロフラニリドは、新規骨格を有する殺虫剤であり、その作用機構は昆虫の神経細胞の GABA 受容体に作用して塩化物イオンの神経細胞への流入を阻害することで神経伝達を阻害し、殺虫活性を示すものと考えられている。害虫に対し速やかな殺虫活性を示す。

本邦では未登録であるが、適用農作物等を野菜、いも、豆及び花きとする水和剤として、登録申請されている。

3. 各種物性等

外観・臭気	白色粉末（20℃）、無臭	土壌吸着係数	$K_{\text{F}^{\text{ads}}_{\text{OC}}}=3,300-26,000$ (25℃)
融点	154.0–155.5℃	オクタノール ／水分配係数	$\log \text{Pow}=5.2$ (20℃、pH4) =5.2 (20℃、pH7) =4.4 (20℃、pH10)
沸点	約 180℃超で分解のため 測定不能	生物濃縮性	$\text{BCF}_{\text{ss}}=120$ (1.0 µg/L) =100 (10 µg/L)
蒸気圧	9×10^{-9} Pa (25℃)	密度	1.7 g/cm ³ (23℃)
加水分解性	半減期 5 日間安定 (50℃、pH4、7、9)	水溶解度	0.71 mg/L (20℃、純水) 0.28 mg/L (20℃、pH4) 0.51 mg/L (20℃、pH7) 3.6 mg/L (20℃、pH10)
水中光分解性	半減期 845–1216 時間（東京春季太陽光換算 222–287 日） （滅菌緩衝液、pH7、25℃、44.3–49.1 W/m ² 、300–400 nm）		
pKa	8.8 (20℃)		

II. 安全性評価

一日摂取許容量（ADI）	0.017 mg/kg 体重/日
食品安全委員会委員長は、令和元年 7 月 12 日付けで、プロフラニリドの ADI を 0.017 mg/kg 体重/日と設定する食品健康影響評価の結果を厚生労働大臣に通知した。 なお、この値は、各試験で得られた無毒性量のうち最小値 1.7 mg/kg 体重/日を安全係数 100 で除して設定された。	

Ⅲ．水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）

1．製剤の種類及び適用農作物等

申請者より提出された申請資料によれば、本農薬は製剤として水和剤が、適用農作物等は野菜、いも、豆及び花きとして登録申請されている。

2．水濁 PEC の算出

（1）非水田使用時の水濁 PEC（第 1 段階）

非水田使用時において、PEC が最も高くなる使用方法（下表左欄）について、第 1 段階の PEC を算出する。算出に当たっては、農薬取締法テストガイドラインに準拠して下表右欄のパラメーターを用いた。

PEC 算出に関する使用方法		各パラメーターの値	
適用農作物等	野菜、いも、豆、花き	I : 単回・単位面積当たりの有効成分量 (有効成分 g /ha) (左欄の最大使用量に、有効成分濃度を乗じた上で、単位を調整した値 (製剤の密度は 1 g/mL として算出))	75
剤 型	①5.0%水和剤 又は ②20.0%水和剤		
当該剤の単回・単位面積当たり最大使用量 ※算出値	①150 mL/10a 又は ②37.5 mL/10a (①2000 倍又は②8000 倍に希釈した薬剤を 10a 当たり 300 L 使用)	N_{app} : 総使用回数 (回)	3
		D_{river} : 河川ドリフト率 (%)	0.2
		Z_{river} : 河川ドリフト面積 (ha)	0.11
地上防除/航空防除の別	地上防除	R_u : 畑地からの農薬流出率 (%)	0.02
使用方法	茎葉散布	A_p : 農薬使用面積 (ha)	37.5
総使用回数	3 回	F_u : 施用方法による農薬流出補正係数	1

（２）水濁 PEC 算出結果

使用場面	水濁 PEC (mg/L)
水田使用時	適用なし
非水田使用時(第 1 段階)	0.000003458…
うち地表流出寄与分	0.000003444…
うち河川ドリフト寄与分	0.000000013…
合 計 ¹⁾	0.000003458… ÷ <u>0.0000035 (mg/L)</u>

¹⁾ 水濁 PEC の値は有効数字 2 桁とし、3 桁目を四捨五入して算出した。

IV. 総 合 評 価

1. 水質汚濁に係る登録基準値

登録基準値	0.045 mg/L
以下の算出式により登録基準値を算出した。 ¹⁾	
$0.017 \text{ (mg/kg 体重/日)} \times 53.3 \text{ (kg)} \times 0.1 \text{ (10 \% 配分)} \div 2 \text{ (L/人/日)} = 0.0453 \cdots \text{ (mg/L)}$	
ADI	体重 飲料水摂取量

¹⁾ 登録基準値は、体重を 53.3kg、飲用水を 1 日 2L、有効数字は 2 桁（ADI の有効数字桁数）とし、3 桁目を切り捨てて算出した。

<参考> 水質に関する基準値等

(旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準 ¹⁾	なし
水質要監視項目 ²⁾	なし
水質管理目標設定項目 ³⁾	なし
ゴルフ場指導指針 ⁴⁾	なし
WHO 飲料水水質ガイドライン ⁵⁾	なし

¹⁾ 平成 17 年 8 月 3 日改正前の「農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和 46 年 3 月 2 日農林省告示 346 号）第 4 号に基づき設定された基準値。

²⁾ 水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質に係る指針値。

³⁾ 水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る目標値。

⁴⁾ 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針の制定について」（平成 29 年 3 月 9 日付け環水大土第 1703091 号環境省水・大気環境局長通知）において設定された水濁指針値。

⁵⁾ Guidelines for drinking-water quality, fourth edition

2. リスク評価

水濁 PEC は 0.0000035 mg/L であり、登録基準値 0.045 mg/L を超えないことを確認した。